

## 行田市愛犬条例

### (目的)

第1条 この条例は、飼い主が愛情を持ってその飼い犬を飼養するとともに、飼い主としての責任を持ち、飼い犬を適切にしつけることにより、市民と飼い犬との共生に配慮しつつ、公衆衛生の向上を図り、もって市民の快適な生活環境を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主 現に犬を所有し、又は飼養管理する者をいう。
- (2) 飼い犬 飼い主のある犬をいう。

### (市の責務)

第3条 市は、飼い主に対して飼い犬の適切な飼養管理を促すとともに、ふん害等の防止に関する市民の意識の高揚を図り、良好な生活環境の確保に努めるものとする。

### (飼い主の責務)

第4条 飼い主は、飼い犬の習性、生態等を理解するとともに、飼い犬が、人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は近隣に迷惑をかけないように飼養しなければならない。

- 2 飼い主は、正当な理由がある場合を除き、飼い犬を終生飼養するよう努めるとともに、やむを得ず飼養することができなくなった場合には、自らの責任において新たな飼い主を見つけるよう努めなければならない。
- 3 飼い主は、飼い犬が繁殖してこれを自ら飼養し、又は新たな飼い主を見つけることが困難になるおそれがあると認める場合は、その繁殖を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### (飼い主の遵守事項)

第5条 飼い主は、飼い犬の飼養において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産に対する侵害のおそれのない場所において、固定し

た物に綱若しくは鎖で確実に係留し、又はさく、おりその他の囲いの中に入れること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 盲導犬、狩猟犬その他の使役犬をその目的のために使用するとき。

イ 飼い犬を制御できる者が、人の生命、身体又は財産に対する侵害のおそれのない場所及び方法で訓練し、又は運動させるとき。

(2) 散歩等により飼い犬を連れ出すときは、飼い犬を制御できる者が綱又は鎖で確実に保持するとともに、ふんを処理するための用具を携行し、飼い犬がふんをしたときは用具に回収して持ち帰り、適切な方法により処理すること。また、飼い犬が尿をするとき、他人に迷惑を及ぼさないよう努めること。

(3) 疾病の予防等健康管理を行うこと。

(4) ふん、尿その他の汚物を適切に処理することにより、飼養場所を常に清潔に保ち、近隣を含めた生活環境の保全を図ること。

(指導)

第6条 市長は、飼い主が前条各号（第3号を除く。）に規定する事項を遵守していないと認めるときは、当該飼い主に対して、必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。